

横 浜 市 公 告 第 585 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 1 項 の 規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令 和 6 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ア ク ロ ス プ ラ ザ 東 神 奈 川

神 奈 川 区 西 寺 尾 一 丁 目 16 番 15 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

大 和 ハ ウ ス リ ア ル テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

代 表 取 締 役 伊 藤 光 博

東 京 都 千 代 田 区 神 田 三 崎 町 3 丁 目 3 番 21 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	ア ク ロ ス プ ラ ザ 東 神 奈 川 神 奈 川 区 西 寺 尾 一 丁 目 729 番 地 ほ か	ア ク ロ ス プ ラ ザ 東 神 奈 川 神 奈 川 区 西 寺 尾 一 丁 目 16 番 15 号
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	大 和 ハ ウ ス リ ア ル テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 伊 藤 光 博 東 京 都 千 代 田 区 飯 田 橋 2 丁 目 18 番 2 号	大 和 ハ ウ ス リ ア ル テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 伊 藤 光 博 東 京 都 千 代 田 区 神 田 三 崎 町 3 丁 目 3 番 21 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に	株 式 会 社 ク リ エ イ ト エ ス ・ デ ィ ー 代 表 取 締 役 廣 瀬 泰 三	株 式 会 社 ク リ エ イ ト エ ス ・ デ ィ ー 代 表 取 締 役 瀧 屋 幸 彦

法人にあっては代 表者の氏名	青葉区荏田西二丁目 3番地の2 ほか5者	青葉区荏田西二丁目 3番地の2 ほか5者
-------------------	----------------------------	----------------------------

- (4) 変更の年月日
令和 6 年 3 月 13 日 ほか
- (5) 変更した理由
設置者の住所変更のため ほか

2 届出年月日
令和 6 年 10 月 10 日

3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課